

令和元年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和元年5月13日(月)午後1:30~2:30

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	2	谷地村久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第4 議案第1号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

日程第5 議案第2号 平成30年度農業委員会活動の点検報告並びに令和元年度農業委員会活動の目標とその達成に向けた活動計画の公表について

日程第6 議案第3号 非農地証明願について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化法促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和元年第5回5月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、6番 長井 進 君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年 第5回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には5番 小坂 敏 君、並びに8番 小澤 守昭 君を 指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と 説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、報告第1号、農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況 報告書の受理についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 日程第3、報告第1号、農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告 書の受理について説明いたします。 このことについて、農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書を 別紙のとおり受理したので報告いたします。 解除条件付きの賃貸借、使用貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後3ヶ 月以内に農地等の利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。 平成30年度は有限会社平葎建設、株式会社山の郷、財団法人新郷村活性化公社、 青森農産株式会社の4社から報告がありました。 農地の所在、地目、面積、作物の種類、生産数量などについては、財団法人新郷村 活性化公社は4ページから6ページ、青森農産株式会社は7ページから11ページ、 株式会社山の郷は12ページから13ページ、有限会社平葎建設は14ページから1 7ページ、となっております。 以上、報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
高見	はい、議長。

委員	
議長	高見委員。
高見委員	活性化公社ですが、崩利雄さんは年間150日勤務しているということですか。
事務局	勤めているということではなく、理事になっているので、従業員ではありません。
議長	他に質疑意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 次に日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	18ページをお開きください 日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてご説明いたします。 農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定に基づき、農業委員会に報告することとなっています。 その報告は、農地法施行規則第58条第1項により、毎年、事業年度の終了後3ヶ月以内と定められています。 よって今回は別紙のとおり、青森農産株式会社から農地所有適格法人報告書の提出がありました。19ページ、20ページの農地所有適格法人要件確認書において、すべての要件を満たしているものであります。 21ページから23ページに農地所有適格法人報告書の写し、24ページから30ページに定款の写しを添付してありますので参考に願います。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第1号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。
議長	次に、日程第5、議案第2号、平成30年度農業委員会活動の点検評価（案）並びに令和元年度農業委員会活動の目標（案）についてを、議題といたします。 事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>31ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第2号、平成30年度農業委員会活動の点検評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明します。</p> <p>農業委員会の適切な事務実施について、平成21年1月23日付け20経営第5791号農水省経営局長通知、に基づき、別紙の平成30年度点検・評価（案）並びに令和元年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について農業委員会の決定を求めるものです。</p> <p>32ページをお開き願います。</p> <p>本案については、総会承認後、村内の掲示場に告示、更に農業委員会のホームページに1ヶ月以上載せて村内の農業者から意見要望を募集し、農業者からの意見要望について農業委員会としての考え方を整理し、これを公表するとともに県を通じて東北農政局に報告することになっております。</p> <p>それでは、概要を説明します。</p> <p>初めに33ページからは平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）となっております。</p> <p>33ページに、1、農業委員会の概要の状況について記載しています。</p> <p>34ページに、2、担い手への農地の利用集積・集約化について、活動内容実績等を記載しています。</p> <p>35ページに、3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、認定農業者の参入実績について記載しています。</p> <p>36ページに、4、遊休農地に関する措置に関する評価について実績等を記載しています。</p> <p>37ページに、5、違反転用への適切な対応について目標及び実績を記載しています。</p> <p>38ページから39ページに、6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、40ページに、7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、8、事務の実施状況の公表等について記載しています。</p> <p>これで平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の概要説明を終わります。</p> <p>続いて、41ページから43ページからは令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となっております。</p> <p>1の農業委員会の状況からはじまりまして、次ページの2の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、昨年度と同様に10ヘクタールを目標としております。</p> <p>3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、今年は、3経営体の参入を目標としています。</p>
-----	--

	<p>43ページからは4の遊休農地に関する措置ですが、今年も昨年と同様の目標を掲げています。</p> <p>5の違反転用への適正な対応についてですが、これは、農地法の違反転用に関する情報の周知徹底を図ることとしています。</p> <p>以上で、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の概要説明を終わります。</p> <p>なお、今回の総会で決定をしていただきましたら、告示しますのでよろしくお願い致します。</p> <p>これで議案第2号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
高見委員	はい、議長。
議長	高見委員。
高見委員	新郷村農業委員会の状況はホームページで公表されていますか。
事務局	現在は29年度が掲載されていますが、総会で決定していただくと、30年度もホームページにも掲載します。
議長	他に質疑意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6、議案第3号、非農地証明願についてを議題といたします。受付番号第1号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>44ページをお開き願います。</p> <p>日程第6、議案第3号、非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めたものです。</p> <p>受付番号第1号について内容説明いたします。</p> <p>45ページをお開きください。</p> <p>受付番号第1号の非農地証明願は、平成31年3月27日に受付しております。</p>

	<p>申請人及び証明を受けようとする土地については、ページ記載のとおりです。非農地に至った理由及び現地の管理状況について、現況は、労働力不足により、長年耕作しておらず、低灌木が多く生えており、荒地のなっている状況です。農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>44ページの1に議案書の写し、45ページに非農地証明願の写し、46ページに案内図、47、48ページに登記事項証明書の写し、49、50ページに公図の写し、50ページに位置図の写し、51ページから56ページに現況写真、56ページに地図、57ページに状況確認の写真を添付してありますので、参考に願います。</p> <p>以上、受付番号第1号について説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番、長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第3号、受付番号第1号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、田として耕作していましたが、労働力不足のため、長年耕作していない状況です。</p> <p>現在は、立木も多く、荒地になっているため、農地への復元は困難と思われるます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
高見委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>高見委員。</p>
高見委員	<p>非農地証明ということは、地目変更するということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p> <p>周りが山に囲まれているので、原野にしたいということです。</p>
議長	<p>他に質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第3号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>58ページをお開きください。</p> <p>日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のと通りの農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号31の1号、受付番号第2号及び3号について説明いたします。</p> <p>平成31年4月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、59ページの議案書の写しのとおりでございます。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構により賃貸借権の設定であります。</p> <p>60ページは、新郷村長から協議文書、61ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、62ページから67ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写しがついています。68ページから71ページに位置図、現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号31の1号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番、谷地村委員から報告を求めます。
谷地村委員	<p>議案第4号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第4号、整理番号31の1、受付番号第2号及び3号の申請地は畑であります。申請地は、貸人の労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畑として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われまます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思ひます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします</p>
議長	ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第4号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は原案のとおり承認することとしました。</p>

議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和元年第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
----	--

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名者

署名者